

公募停止住宅共益費補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「西宮市営住宅整備・管理計画」等に基づき、市が政策空家として公募を行っていない市営住宅及び兵庫県住宅供給公社から管理を委託されている住宅（以下「県公社住宅」という。）において、共益費の入居者負担額が過重になることから、その軽減措置として市が一定額の補助（以下「共益費補助」という。）を行うこととし、その実施にあたり必要な事項を定める。

(対象となる住宅)

第2条 共益費補助の対象となる住宅は、共益費の管理運営を行っている単位（管理運営委員会等）で次の各号すべての要件をみたす住宅とする。

- (1) 「西宮市営住宅整備・管理計画」等に基づき、政策空家として公募を行っていない市営住宅及び県公社住宅であること。
- (2) 当該年度の4月1日または10月1日の時点で、空家となっている住宅が管理戸数の20%を超えていること。
- (3) 管理人または管理運営委員会等が共用部分・共同施設の維持管理のために、共益費を徴収していること。

(補助額)

第3条 共益費補助は、上半期と下半期に分け申請に基づき支払うものとする。その計算方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) $(\text{空家住宅戸数} - \text{管理戸数の} 20\%) \times \text{共益費相当額} / (\text{管理戸数} - \text{管理戸数の} 20\%)$
- (2) 前号の「空家住宅戸数」は、上半期の申請分については4月1日現在の、下半期の申請分については10月1日現在の空家戸数とする。
- (3) 第1号の「管理戸数の20%」の端数は切り捨てるものとする。
- (4) 第1号の「共益費相当額」は、上半期の申請分については4月から9月の間に、下半期の申請分については10月から3月の間に、共益費会計から共用部分・共同施設の維持管理経費として支払われた電気料金・水道料金・清掃委託料等の合計とする。
- (5) 第1号の計算の結果、端数が出た場合は切り捨てるものとする。

(補助の申請)

第4条 共益費補助の申請は半期に1回とし、市長の定める期日までに次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 共益費補助申請書
- (2) 第3条第1項第4号に規定する期間の共益費相当額の支出を証する書面の写し

(補助の決定)

第5条 共益費補助の支払いを決定したときは、共益費補助決定書により通知する。

(補助金の請求)

第6条 補助金の交付を請求しようとするときは、第5条第1項の規定による補助金の額の確定

- 後、補助金交付請求書（第5号様式）及び振込申込書を市長に提出しなければならない。
- 2 前項に定める振込申込書の口座は、通常共益費を管理している口座と同一でなければならない。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。